

事務連絡
令和5年3月27日

各 { 都道府県 }
 { 市町村 }
 { 特別区 } 母子保健主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について
(依頼)

平素から母子保健行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項に規定する妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）については、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年厚生労働省告示第226号。以下「厚生労働省告示」という。）を示すとともに、妊婦健診の費用については地方交付税措置を講じているところです。

厚生労働省では、先般、各市区町村の公費負担の状況等についての調査結果を公表したところです（参考1）。また、妊婦健診の費用負担等に関する実態を把握するため、国庫補助事業として、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」を実施したところです（別添1）。

これらの結果、厚生労働省告示で示している検査項目（別添2）については、実施されることが望ましい中、市区町村によっては、必ずしもすべての項目に係る公費負担は実施されておらず、また、個々の医療機関において必要に応じて追加的な検査が実施される場合もあること、市区町村における妊婦健診への平均的な受診回数は12回程度であるが、予定日（40週）以降の14回以上の妊婦健診については9割以上の市区町村が公費負担の対象外としていること等が明らかになりました。また、9割以上の市区町村では、里帰り先での妊婦健診について償還払いにより対応されていました。

各市区町村におかれては、妊婦自身による適切な健康管理を促す観点から、下記のとおり依頼いたしますので、ご了知いただくようお願いいたします。また、都道府県におかれては、各市区町村における妊婦健診の公費負担及び妊婦の方への情報提供の推進をお願いいたします。

なお、別添3の通り、妊婦健診に関係する団体に対しても、妊婦健診で実施する検査の内容や費用について、妊婦に対する説明を依頼しています。

厚生労働省としては、引き続き、妊婦健診の公費負担の実施状況等を把握して参ります。

記

1. 厚生労働省告示で示す、すべての検査項目について、自己負担が発生しないよう、公費負担を推進すること。また、妊娠が予定日（40週）を超過したため14回以上の妊婦健診が必要な方への公費負担についても、特段のご配慮をお願いする。なお、妊娠の届出前の産科受診に要する費用については、必要に応じ令和5年度予算による支援事業を活用した支援についても検討されたい。
※ 令和4年4月時点で、厚労省告示の検査項目をすべて実施している市区町村は86.3%
2. 各市区町村において公費負担している検査項目、回数、費用等について、受診券やホームページ、リーフレット等により分かりやすい形で提示するとともに、母子健康手帳交付時等の機会を活用して情報提供を行うこと。特に、超音波検査については、厚生労働省告示においては妊娠期間中4回を標準としているが、医学的な必要性や妊婦の希望に応じて産科医療機関において、追加的に実施される場合もあるので、各市区町村の公費負担回数について説明を行うこと。
3. 多くの自治体で集合契約が導入されているところであるが、未実施の自治体におかれては、妊婦の利便性を確保するため、集合契約の導入を検討すること。また、里帰り先で妊婦健診を受診する妊婦について、たとえば電子申請による償還払いを可能とするなど、利便性の向上に努めること。

以上

○別添1 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査」調査の結果概要（市区町村・医療機関）

※当該研究の報告書については、令和5年4月10日に補助事業者（野村総合研究所）のウェブサイトに掲載予定。

https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_8

○別添2 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）

○別添3 妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供について（依頼）

（参考）

○参考1 妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176691_00004.html

○参考2 “妊婦健診”を受けましょう（リーフレット）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken13/>